

平成27年1月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成27年1月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成27年1月7日（木） 午後2時開議

2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第43号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について  
議案第44号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第43号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について  
議案第44号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
- 2 その他（1）12月市議会定例会報告について  
（2）専決処分の報告について

5 出席委員 宇田川 進  
五十嵐 芙美子  
内田 茂男  
小林 正貫  
平田 信江  
田中 康惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	山元 幸恵	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	石沢 昇栄	学校教育部次長	小松 秀夫
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治

人事・福利担当室長	板垣 道佳	就学支援課長	谷内 祐幸
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	井上 栄
学校安全安心対策担当室長	近藤 利一	指導課長	山田 浩一
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	篠崎 道成
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	堀切 公雄

#### 7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田 修
"	主 幹	石田 清彦
"	副主幹	近藤 孝子
"	副主幹	宮内由美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	主 査	中嶋 愛
"	主 査	吉成 悟

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成27年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、平田委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第43号教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議についてでございますが、議案内容が、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、法第13条第6項ただし書きの規定に基づき、市長との協議が終了するまで、議事を公開しないこととしてよろしいかお諮りします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。本案につきましては、議事がすべて終了してから議題といたします。次に議案第44号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育センター所長

改正理由といたしまして、平成26年12月議会において市川市心身障害児就学指導委員会条例が全部改正され、同条例に基づく委員会の名称が、「市川市教育支援委員会」に改められたことから、本規則において引用している同委員会の名称を改める必要があるためございます。改正内容は、本規則第5条第3項の「教育センターの所掌事務」のうち、「心身障害児就学指導委員会に関すること」を「教育支援委員会に関すること」に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、市川市心身障害児就学指導委員会条例の全部改正条例の施行期日が平成27年4月1日とされていることから、同日をこの規則の施行期日といたします。よろしくご検討下さいよう、お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第44号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。（1）12月市議会定例会報告についてを説明をお願いいたします。

○ 教育次長

議事日程6ページをご覧ください。まず、12月議会の会期でございますけれども、昨年年11月28日（金）から12月16日（火）を会期として開催されました。教育委員会に関する議案は2件ございまして、質疑は議案質疑が2名、一般質疑が11名よりなされました。本日は時間の関係上、概略についてご説明申し上げます。ご説明する部分には、太い下線を付しておりますので、そちらをご参考願います。まず、教育委員会に関する議案でございますが、先ほど申し上げましたように2件ございました。概略を申し上げますと議案第38号は、心身障害児就学指導委員会の任務の実態を踏まえ、委員会の名称を「市川市教育支援委員会」に改めるなどの所要の改正を行うものでございます。議案第50号は、塩浜小中一貫校の開校や市川版中高一貫教育の推進に必要な経費を補正するとともに、北方小学校屋内運動場建替事業につきまして、新たに屋内運動場を新設する経費などの継続費の設定を行うものでございます。議案質疑では、議案第50号につきまして2名からご質問がございました。ひとつは、北方小学校屋内運動場建替事業について、今回補正予算を組む理由と事業内容について、ご質問がございました。教育委員会からは、今回の補正は、文部科学省からの公立学校の耐震化を「平成27年度末までの出来るだけ早い時期に」完成させるとの目標を受け、北方小学校につきましても、平成27年度末に新設の屋内運動場の供用開始を計画していること。計画どおりの完成を目指すため、今回、補正予算として計上している旨の答弁を行っております。二つ目としまして、荒木議員より市川版中高一貫教育と塩浜小中一貫校整備事業の内容について、ご質問がございました。教育委員会からは、市川版中高一貫教育は、制度上の中高一貫教育によらず、これまで市教委が進めてきた、中学校ブロックにおける市立中学校と高等学校との学校間連携を引き続き推進するとともに、私立学校を含め、設置者の立場を超えた学校間連携の取り組みを一層深化させることであることを答弁しております。7ページをご御覧ください。次に、塩浜小中一貫校整備事業についてでございますが、今回の補正予算は平成27年4月の開校に向けて必要となる備品や消耗品、委託等に係る経費を計上していること。具体的には、小学校5・6年生が中学校校舎に移転することに伴って必要な経費、新しい学校の運営にあたって必要となる経費等を計上している旨の答弁を行っております。続いて一般質問でございます。8ページ以降でございますが、教育委員会関係では11名の方からご質問がございました。9ページの下段をご覧ください。インフルエンザ対策にかかわりまして、公立幼稚園、公立小・中・特別支援学校及び保育園における健康管理や保健指導の状況に関する質問が

ございました。教育委員会からは、保育園および学校等では、担任による朝の健康観察や、手洗い・うがいの励行などの保健指導、教室等の温度管理や換気などの環境衛生の確保に努めていること、市教育委員会では、改めて日々の健康観察、予防措置や衛生管理の徹底につきまして各学校等に文書指示を行っていること、などを答弁しております。続きまして11ページの上段でございます。市北西部の史跡活用、具体的には曾谷貝塚、堀之内貝塚、北下瓦釜跡の史跡活用についてご質問がございました。教育委員会からは、曾谷貝塚は当面は広場としての活用を図りながら、将来的には古代の歴史を学習する場や郷土学習の場とする、堀之内貝塚は隣接する道免き谷津の整備との連携強化を図る、北下瓦窯跡は、今後保全計画の策定を考えている旨の答弁を行っております。下段でございます。窓ガラスの安全対策についてご質問がございました。教育委員会からは、学校の窓ガラスの安全対策につきましては、耐震化への取組を具体的に計画する中で、ガラスの種類や飛散防止フィルムの貼付などの様々な手法を勘案した上で、費用面を含め効果的な手法を見極めていく旨の答弁を行っております。12ページ下段でございます。市立小中学校の英語教育の現状と課題についてご質問がございました。教育委員会からは、全国的にはALT（外国語指導員）等を採用することが難しい市町村がある中、本市ではALTや外国語活動指導員を派遣することにより、子どもたちがネイティブの英語に触れ、意欲的に学習に取り組める環境が整えられているものと認識していること。課題としては、授業の打ち合わせ時間の十分な確保にあり、今後も担任とALTとの連携が図られるよう努めていく旨の答弁を行っております。まだ雑駁ではございますが、12月議会のご報告は以上でございます。ご質問等ございましたら、それぞれ担当課長よりお答え申し上げます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かお聞きしたい点はございますか。

○ 内田委員

中高一貫について、議案第50号で市川版中高一貫教育ということですけれども、これは具体的にはどういうことを今やっているのですか。

○ 教育政策課長

まず、補正予算にございます本年度内は、検討協議会、こちらを立ちあげまして、27年度以降の活動の計画等について協議をしてまいりたいと考えております。協議会のメンバーでございますけれども、学識の方、県教委の方、また市内にございます私立学校の代表者の方、県立高校、また市内中学校の代表者の方々にお集まりいただきて、会議を持ちたいと考えております。今、準備中でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

はい。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

○ 小林委員

金子議員からの質問で、いじめの問題で小学校394件、中学校193件、平成25年度の実数を答弁されてますけれども、これは24年以前からみると増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○ 指導課長

減ってきております。

○ 小林委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に（2）専決処分の報告についてを説明をお願いいたします。

○ 就学支援課長

議事日程の15ページをご覧ください。本件は、先の12月市議会定例会の報告第37号として報告させていただいたものでございます。16ページをご覧ください。これは、平成26年10月3日午前9時48分頃、福栄2丁目におきまして、南行徳中学校の市職員が運転する市使用の車両が、信号待ちで停止していた際に、前方で停止していた車両に追突し、相手方車両の後部が損傷したもので、相手方が損害の賠償を市に求めた事件でございます。和解の内容といたしましては、市が相手方に対して、179,507円を支払うものでございます。なお、今後、このような事故が起こらないように、庁内全体といたしましては所管課の方で、既に、例えば「新規採用職員研修」ですとか、あるいは「安全衛生委員会」における注意喚起、それから「安全運転研修」の実施、また、庁内のメールで重点7項目からなります「車両事故防止対策徹底遵守事項」を毎月1回、事故報告を含めた「公用車の安全運転について」というメールを配信して、職員に注意喚起等を実施しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それではこのあと、議事を非公開といたしますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

【傍聴者無し】

○ 教育政策課長

傍聴の方はいらっしゃいませんので、このままお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

会議を再開します。議案第43号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の1ページをご覧ください。現在、事務局といたしましては、平成27年度の事務局の組織につきまして、教育総務部を廃止した上、事務局に教

育政策室及び教育政策課を新設する予定でございます。本議案は、「教育委員会等は、その権限に属する事務局等の課又はこれに準ずる組織の新設に関する事項について、当該委員会等の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない」旨を定めております地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、只今ご説明いたしました教育委員会事務局の組織の新設をする教育委員会規則等の改正に当たり、市長と協議をする必要がございますので、提案するものでございます。それでは、議事日程の2ページをご覧ください。ご覧いただいている文書は、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく、組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議の申入書でございます。今回、市長に協議を申し入れる内容につきましては、1から3に記載しておりますので、順次ご説明いたします。まず「1」でございますが、組織の新設に当たり改正を要する教育委員会規則等を記載しております。改正を要します規則等は、組織の設置について規定しております「市川市教育委員会事務局等組織規則」及び教育委員会における事務処理について規定しております「市川市教育委員会事務決裁規程」でございます。続きまして「2」でございますが、規則等の改正理由について記載しております。現在、教育次長の職務は、教育長の補佐及び職務代理としております。このたびの教育委員会制度改革を行います

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」によりまして、教育長の職務代理者は、教育長があらかじめ指名する教育委員とされるところでございます。従いまして、同法の施行期日である平成27年4月1日以降、教育次長の職務から「教育長の職務代理」を除外する必要がございます。そこで、教育次長の職務について見直しを行いまして、その職務を「教育長を補佐し、教育長の命を受け政策及び企画をつかさどり、事務局及び教育機関の職員の担任する事務を監督する」に改め、本市教育行政の総合的な企画及び調整等の事務を担わせることとするため、その事務を補助する組織として事務局に教育政策室及び教育政策課を設置する必要が生じたものでございます。続きまして「3」でございますが、規則等の改正内容について記載しております。只今ご説明いたしました理由に基づき、教育委員会事務局に教育政策室及び教育政策課を設置するものでございます。最後に「4」でございますが、規則等の施行期日について記載しております。施行期日につきましては、平成27年度より組織を新設いたしますことから、同年4月1日を施行期日とするものでございます。続きまして、議事日程の3ページをご覧ください。ご覧いただいている文書は、市長との協議を経た後に締結いたします、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する合意書でございます。本日、本件協議の申し入れにつきまして、原案どおり可決いただきました場合には、速やかに、市長との協議に入らせていただきます。その後、本件協議の申し入れのとおり、市長の

承諾が得られた場合には、その内容を証する本合意書を市長と締結しようとす  
るものでございます。以上、教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会  
規則等の改正に関する協議につきましてご説明をさせていただきました。よろ  
しくご審議くださいますようお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで  
すので、議案第43号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日  
の議事はすべて終了しましたが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして、平成27年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時22分閉会)